平成２６年（フ）第１０３１号
大阪府河内長野市向野町734番地ロイヤルライフ河内の郷301号、前住所大阪府南河内郡千早赤阪村大字千早100番地
破産者　伊藤　澪子（旧姓坂井）
1　破産債権の届出期間　平成27年８月20日まで
2　一般調査期日　平成27年10月１日午前10時30分
平成27年７月16日
大阪地方裁判所堺支部破産係

免責審尋期日

平成２７年（フ）第２６８７号
東京都渋谷区神山町14―９
破産者　村井　　巖
審尋期日　平成27年10月19日午後１時30分
平成27年７月16日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第３００９号
大阪市福島区福島７丁目６番23号
清算株式会社　株式会社ゼンショウ
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令取消

平成２７年（再）第２２号
岩手県奥州市江刺区愛宕字西下川原240番地１
再生債務者　株式会社オガワテクノ
主文　平成27年３月19日にした監督命令を取り消す。
平成27年７月14日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２７年（再）第５号
愛知県豊田市大坂町御堂前128番地３
再生債務者　エーアイテック株式会社
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年８月19日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成27年９月９日から平成27年９月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

再生債権の特別調査期間

平成２７年（再）第３０号
東京都調布市調布ケ丘１丁目31番地８
再生債務者　時崎　照彦
特別調査期間　平成27年８月27日から平成27年８月28日まで
平成27年７月14日
東京地方裁判所民事第20部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２７年（再）第１５号
東京都新宿区市谷本村町２番19号
再生債務者　株式会社美術出版社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　再生債務者が取得する株式の数　発行済株式132万株のうち、自己株式268,565株を除く全ての普通株式1,051,435株
2　再生債務者が１の株式を取得する日　募集株式と引換えにする金銭の払込期間（再生計画認可決定確定の日から１か月）において募集株式の引受人が最初の出資をした日
3　減少する資本金の額　資本金6600万円全額
4　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　募集株式と引換えにする金銭の払込期間（再生計画認可決定確定の日から１か月）において募集株式の引受人が最初の出資をした日
平成27年７月13日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２７年（再）第１５号
東京都新宿区市谷本村町２番19号
再生債務者　株式会社美術出版社
1　決議に付する再生計画案　平成27年７月９日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成27年９月８日午前11時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成27年８月31日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成27年８月25日
平成27年７月16日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再）第１６号
東京都新宿区市谷本村町２番19号
再生債務者　株式会社美術出版ネットワークス
1　決議に付する再生計画案　平成27年７月９日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成27年９月８日午前11時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成27年８月31日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成27年８月25日
平成27年７月16日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再）第２８号
東京都中央区勝どき６丁目３番２―2317号
再生債務者　太田　　努
1　決議に付する再生計画案　平成27年７月８日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成27年９月１日午前10時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成27年８月24日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成27年８月18日
平成27年７月15日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再）第３０号
東京都調布市調布ケ丘１丁目31番地８
再生債務者　時崎　照彦
1　決議に付する再生計画案　平成27年７月６日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成27年９月１日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成27年８月24日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成27年８月18日
平成27年７月14日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再）第３１号
東京都港区西新橋１丁目22番14号　メゾンアンリツ虎ノ門10Ｆ
再生債務者　島田　善一
1　決議に付する再生計画案　平成27年７月７日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成27年９月１日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成27年８月24日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成27年８月18日
平成27年７月14日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２７年（再）第４号
東京都港区麻布十番１丁目３番７号　ベルレイン麻布702号
再生債務者　株式会社ワインオリエンテッド
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成27年７月15日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再）第７号
静岡県静岡市清水区長崎新田478番地の４
再生債務者　北静木材株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成27年７月15日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再）第１号
愛媛県今治市富田新港１丁目２番地５
再生債務者　株式会社セトウチデリカ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成27年７月14日　松山地方裁判所今治支部